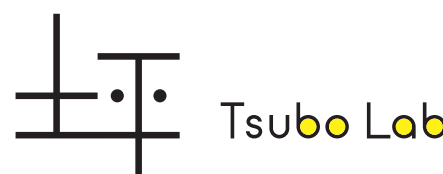


証券コード：4890



第14期 定時株主総会

招集ご通知

- **開催日時** 2026年6月23日（火曜日） 午後4時
受付開始 午後3時
- **開催場所** 東京都中央区日本橋室町1丁目5番5号
室町ちばぎん三井ビルディング（COREDO室町3）8階
日本橋ライフサイエンスハブ A会議室
前回と開催会場が異なっているため、お間違いないようご注意ください
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- **決議事項** 議案 会計監査人選任の件

株主総会終了後、同会場にて午後6時より懇親会及び社長対談等のオープンキャンパスを開催予定です。
お時間の許す株主様は、ぜひ引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 坪田ラボ



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/4890/>



株 主 各 位

証券コード 4890
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

東京都新宿区信濃町35番地
慶應義塾大学信濃町キャンパス
2号館9階CRIK信濃町E7

株 式 会 社 坪 田 ラ ボ
代表取締役社長 坪田 一男

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第14期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://tsubota-lab.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（坪田ラボ）または証券コード（4890）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年**6月22日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

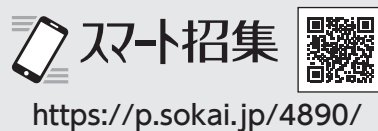
敬 具

記

- 1 日 時** 2026年6月23日（火曜日）午後4時（受付開始：午後3時）
- 2 場 所** 東京都中央区日本橋室町1丁目5番5号
室町ちばぎん三井ビルディング8階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項** 第14期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、計算書類の内容の報告の件
- 決議事項** 議案 会計監査人選任の件
- 4 その他本招集ご通知に関する事項**
- ・議決権を代理人により行使される場合は、議決権を有する株主ご本人からの委任に限り有効とさせていただきます。なお、代理人は1名に限らせていただきます。
 - ・議決権行使書面において、各議案に対する賛否のご意思が明示されていない場合は、当該議案に賛成されたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・インターネットおよび書面の両方により議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。なお、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場へのご入場開始時刻は午後3時を予定しております。それ以前のご入場はできかねますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社が掲載している各ウェブサイトにて修正内容をお知らせいたします。
- ◎ 株主総会にご出席いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。誠に恐縮ではございますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。当該事項は、当社ウェブサイトに掲載しております。





議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類等をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日（火曜日）
午後4時（受付開始：午後3時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時00分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

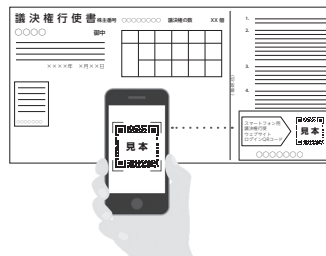
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

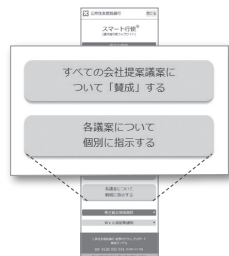
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

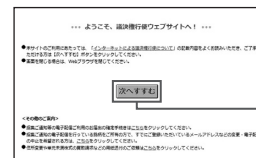
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

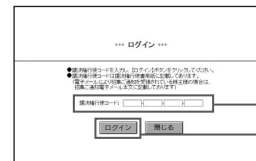
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人候補とした理由は、当社事業ステージに合った新たな視点での監査が期待できる上、独立性、品質管理体制、監査費用等の相当性等を考慮した結果、当社の会計監査人として最適と判断した結果であります。

会計監査人候補者の名称、所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

名称	太陽有限責任監査法人	
所在地	東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー22階	
沿革	1971年 9月 太陽監査法人設立 2006年 1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 7月 永昌監査法人と合併 2013年 10月 霞が関監査法人と合併 2014年 10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 7月 優成監査法人と合併	
人員構成	代表社員・社員	102名
	特定社員	5名
	公認会計士	373名
	公認会計士試験合格者等	266名
	その他専門職	202名
	顧問	2名
	事務職員	107名
	契約職員	258名
	合計	1,315名

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2025年4月1日～2026年3月31日）における日本経済は、賃金上昇やインバウンド需要の回復、企業の設備投資の拡大等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、地政学的リスクの高まりに伴うエネルギー・原材料価格の上昇、欧米との金利差を背景とした為替変動、ならびに海外政治動向の変化等に起因する通商環境の不確実性など、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況下、当社は慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」というパーパスのもと、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などアンメット・メディカル・ニーズの高い領域において、医薬品及び医療機器の研究開発並びに事業化を推進してまいりました。

当社の事業モデルは、研究開発成果を国内外のパートナー企業に導出することにより、契約一時金（アップフロント）、開発進捗に応じたマイルストーン収入、ならびに上市後のロイヤリティ収入を獲得するものであり、単年度の収益は契約締結や開発進捗の状況に応じて変動する特性を有しております。当社は、複数のパイプライン進展を通じて中長期的なマイルストーン及びロイヤリティ収入を継続的に積み上げることを目指しております。

研究開発活動においては、知的財産の創出及びパイプラインの拡充を目的とした基礎研究に加え、共同研究先との連携強化を通じて開発体制の高度化に取り組みました。

近視領域では、バイオレットライト技術を用いた医療機器「TLG-001」の検証的臨床試験の観察期間が完了し、有効性に関する主要解析を実施いたしました。本試験では、重篤な有害事象による中止例は認められず、小児を対象とした継続使用を想定した治療コンセプトにおいて、良好な安全性プロファイルが確認されました。また、屋外活動時間が短い被験者群においては、TLG-001群で統計学的に有意な差が認められました。同領域における医薬品パイプラインでは、ロート製薬株式会社との長期開発契約に基づく「TLM-003」について国内第II相臨床試験が開始されたほか、海外においても導出先であるThea社により第II相試験が開始されております。

ドライアイ領域においては、マイボーム腺機能不全（MGD）を対象とした「TLM-001」について、導出先のマルホ株式会社により第IIa相試験が開始されました。また、新たな薬理機序に基づく点眼薬「TLM-017」については、特定臨床研究が開始されました。

脳疾患領域では、バイオレットライト技術を応用した医療機器デバイスに関して、T-SBIRのもと、前臨床研究を推進しており、研究成果の蓄積が進んでおります。これらの研究の更なる進展に向けて取り組んでおります。

その他の分野では、「TLG-020」について、網膜色素変性症を対象に、慶應義塾大学にて特定臨床研究が開始されました。また、バイオレットライト技術を用いた女性の月経不順治療機器「TLG-021」の臨床研究を実施しており、サーカディアンリズム調整を通じた新たな介入アプローチの可能性が示唆されました。

事業開発面においては、国際学会や展示会等への積極的な参加に加えて、アカデミアネットワークを通じての活動も強化し、当社技術の認知度向上及び導出機会の創出に取り組み、国内外のパートナー企業との間で導出契約に向けた協議を継続しております。

また、MGDを対象とした「TLM-001」については、マルホ株式会社による第IIa相試験開始に伴い、マイルストーン収入を計上いたしました。

加えて、新規事業として、ハーバード大学での研究を基盤に米国Delavie Sciences社が開発した基礎化粧品ブランド「aeonia」について、日本国内における独占販売契約を締結し、販売を開始いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は200,022千円（前事業年度は1,357,133千円）、営業損失は787,816千円（前事業年度は営業利益235,467千円）、経常損失は760,923千円（前事業年度は経常利益281,499千円）、当期純損失は761,815千円（前事業年度は当期純利益205,766千円）となりました。これは、前事業年度において大型の導出契約に伴う契約一時金収入が計上された反動に加え、当事業年度においては研究開発投資を継続的に実施したことによるものであります。当社は中長期的な企業価値向上に向け、今後も研究開発投資を継続して実施してまいります。

なお、当社は研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載は行っておりません。

事業の部門別売上高

事業別	2025年3月期 (前事業年度)	2026年3月期 (当事業年度)	増減
研究開発事業	1,357,133 千円	200,022 千円	△1,157,110 千円

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、2,646千円であり、主に研究に使用する工具、器具及び備品によるものです。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により38,400千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は「VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする」をパーパスに掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患といったUMNの高い分野において、画期的な治療法の開発を目指しております。慶應義塾大学医学部発の研究開発型ベンチャーとして、世界的に拡大する近視人口、ドライアイによるQOL（生活の質）の低下、老視の予防・治療ニーズの高まり、ならびに中枢神経系疾患に対する医療的対応の必要性といった社会課題に真正面から取り組み、企業価値の向上を図っております。

このような中、当社が持続的な成長を遂げ、さらなる企業価値の向上を実現するためには、研究開発活動の質の向上と、それを支える経営基盤の強化が不可欠であると認識しております。

当社が優先的に取り組むべき課題として認識している事項は、以下のとおりです。

① 基礎研究、知財発掘および管理の強化

当社は、近視、ドライアイ、老視および脳疾患の分野で、先進的な医薬品および医療機器の研究開発に取り組んでおります。将来的には、共同開発によりパートナー企業が上市する製品からロイヤリティ収入を得るビジネスモデルの確立を目指しております。現在は研究段階にあり、成果に関心を示す企業との共同開発に向けて、基礎研究の強化を進めております。また、研究成果に基づく知的財産の適切な管理と導出力の向上も、重要な課題として取り組んでまいります。

② 国内外における研究開発・事業開発の強化

当社のビジネスモデルは、独自の技術・知財を基盤に、国内外のパートナー企業と共同研究開発やライセンス契約を締結し、契約一時金、マイルストーン、上市後のロイヤリティによって収益を得るものです。得られた収益は新たな研究開発に再投資し、継続的にパイプラインと企業価値を拡充する循環型モデルを構築しています。

当社のような小規模のバイオベンチャーにおいては、研究開発の質と臨床研究および臨床試験の効率的かつ迅速な実施を図る上でも、強固かつ効率的な共同研究開発体制の構築が極めて重要な課題です。今後も国内外の有力な研究機関および企業との連携をさらに拡大・深化させるべく、適切なコミュニケーションを重ねながら、研究開発および事業開発機能の強化を進めてまいります。

③ レギュラトリーサイエンス(*1)の強化

研究開発を独立行政法人医薬品医療機器総合機構からの承認取得、さらには事業化へとつなげていくためには、レギュラトリーサイエンスへの対応力の強化は不可欠です。こうした認識のもと、当社では組織の細分化や人材確保により、研究開発本部を中心に強化を図っております。

*1 レギュラトリーサイエンスとは、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性および安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価および判断することに関する科学です。

④ 企業体質の強化

当社は、社会課題の解決と企業の持続的成長の同時実現を目指すCSV経営(*2)の考え方に基づき、社会課題の解決を企業成長の原動力とすることを基本方針としています。その実行基盤として、米国の先進的スタートアップにおいても成果を上げているOKR(*3)を導入し、ビジョン・ミッションに直結した目標設定と進捗管理体制を構築しております。OKRの導入により、個人と組織の目標をビジョン・ミッションと明確に結びつけ、戦略と現場の一体化、意思決定の迅速化、成果の可視化を図ることが可能となります。当社はこの仕組みを通じて、企業体質を強化してまいります。

*2 CSV（Creating Shared Value）とは、社会課題を自社の強みを生かして解決することで、企業の競争力強化と持続的な成長に結びつける経営戦略です。

*3 OKR（Objective and Key Results）とは、企業が達成すべき目標を具体的な成果指標とともに設定し、組織全体での一貫した目標達成を目指すマネジメント手法です。

⑤ 経営体制の強化

a 人材の確保と育成

大学発ベンチャーにおいては、卓越したサイエンスの成果を有しながらも、ビジネスの視点での評価や市場での信頼獲得が課題となるケースが多く見受けられます。当社においても、技術力や研究開発力に加え、経営および事業推進の視点を備えた多様な人材の確保が、今後の成長を加速させる上で重要な経営課題であると認識しております。

こうした認識のもと、当社は上場企業としての信用力と社会的認知度を活かし、国内外から多様なバックグラウンドを持つ優れたビジネス人材の確保・登用を進めてまいります。これにより、当社が有する知的財産権の価値最大化を牽引するとともに、事業環境の変化を踏まえて柔軟かつ機動的に対応し得る戦略的な経営体制の構築を通じて、持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

b コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営の健全性・透明性の確保と、あらゆるステークホルダーとの信頼関係の構築が不可欠であると認識しております。特に当社は、上場企業、医療機関、公的研究機関などとの共同研究開発・事業提携を通じて研究開発を推進しており、こうした取引関係を維持・拡大していくためにも、社会的信用の継続的な向上が重要な経営課題となっております。

このような認識のもと、当社は小規模な組織ながらも、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の整備を進めております。具体的には、管理部門の人員体制および内部統制機能の強化に加え、内部監査人と監査役との連携を通じて、業務執行の適法性および妥当性の監視機能を高めております。また、財務報告に関わるリスクの低減と、経営における意思決定の質の向上を図ることで、健全かつ透明性の高い経営体制の構築を推進しております。

今後も、ガバナンス体制の継続的な見直しと改善に努め、法令遵守・情報開示・リスク管理の強化を通じて、社会的責任を果たす企業としての基盤を一層強固なものとしてまいります。

ｃ 資金調達・財務基盤の強化

当社は、上市までに長期の研究開発期間を要するバイオベンチャーであり、その過程において、臨床研究や臨床試験に多額の資金を必要とします。こうした資金需要に対応するため、当社は外部からの資金調達手段の多様化を図りつつ、財務基盤の強化に取り組んでおります。具体的には、必要に応じた株式市場からのエクイティファイナンスに加え、金融機関からの融資、各種助成金・補助金の活用を通じて、中長期的な成長を支える資金を安定的に確保してまいります。また、運転資金確保の観点から、金融機関との間で、当座貸越契約（極度額10億円）を締結し、資金繰りの柔軟性向上を図っております。

⑥ 慶應義塾大学および他大学との研究協力体制の構築

当社は、慶應義塾大学に加え、他大学との共同研究も開始しております。将来的に安定した研究開発を継続するためには、特定の機関に依存せず、多様な技術や知見を持つ大学・研究機関との連携が重要と考えております。この方針のもと、共同研究契約や寄付講座など、多様な機関との連携を積極的に推進してまいります。

⑦ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、大学発研究開発型企業として、医薬品、医療機器及びヘルスケア領域における研究開発活動を推進しております。

当該事業の特性上、研究開発費用が先行して発生する一方、収益については、ライセンス契約等に基づく契約一時金、マイルストーン収入及びロイヤリティ収入等の計上時期により変動するため、期間損益及び営業キャッシュ・フローが大きく変動する傾向があります。

当事業年度においては重要な営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、当社は複数の導出実績及び研究開発パイプラインを有しており、引き続き国内外のパートナー企業との事業開発活動を推進しております。また、研究開発投資についても優先順位付けを行いながら適切なコストコントロールを実施しております。

翌事業年度においては、既存契約及び進行中案件の着実な推進に加え、事業進捗に応じた費用管理を実施することにより、営業黒字化を見込んでおります。

資金面においては、当事業年度末現在において十分な現金及び預金残高を保有しており、今後１年間の事業活動を継続するために必要な資金は確保できております。

以上の対応策及び財務状況を踏まえ、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	2022年度 第11期	2023年度 第12期	2024年度 第13期	2025年度 (当期) 第14期
売 上 高	954,693	673,532	1,357,133	200,022
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△)	167,031	△649,554	235,467	△787,816
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	144,221	△636,371	281,499	△760,923
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	90,181	△641,317	205,766	△761,815
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	3.66円	△25.15円	8.04円	△29.58円
総 資 産	2,672,961	2,295,159	2,503,123	1,318,780
純 資 産	1,950,373	1,367,231	1,587,272	863,856
1 株 当 たり 純 資 産	77.07円	53.45円	61.91円	33.49円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
研究開発事業	近視、ドライアイ、老視、脳疾患等の疾患領域における医薬品、医療機器、ヘルスケアソリューション等の研究開発、製薬会社等へのコンサルティング 他

(8) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都新宿区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
22名	5名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	34,664 千円
株式会社日本政策金融公庫	34,550

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	80,000,000株
(2) 発行済株式の総数	25,794,300株
(3) 株主数	7,684名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率
坪田 一男	11,923	46.23%
株式会社坪田	3,200	12.41%
大高 功	1,840	7.13%
ロート製薬株式会社	640	2.48%
竹村 敬司	306	1.19%
大和証券株式会社	260	1.01%
合同会社マーズ	250	0.97%
株式会社ジンズホールディングス	220	0.85%
原 裕	219	0.85%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	174	0.68%

(注) 当社は自己株式を保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第5回新株予約権		
発行決議日		2019年10月21日	2020年12月17日		
新株予約権の数		250個	2,600個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 25,000株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 260,000株 (新株予約権 1 個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり一円	新株予約権 1 個当たり一円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり180円 (1 株当たり180円)	新株予約権 1 個当たり250円 (1 株当たり180円)		
権利行使期間		2022年 10 月 21 日から 2029年 10 月 22 日まで	2022年 12 月 18 日から 2030年 12 月 17 日まで		
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件	(注) 新株予約権の行使の条件		
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数	250個	新株予約権の数	2,600個
		目的となる株式数	25,000株	目的となる株式数	260,000株
		保有数	1人	保有数	1人
	社外取締役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	300個
		目的となる株式数	—	目的となる株式数	30,000株
		保有数	—	保有数	1人
	監査役	新株予約権の数	—	新株予約権の数	—
		目的となる株式数	—	目的となる株式数	—
		保有数	—	保有数	—

		第6回新株予約権
発行決議日		2020年12月17日
新株予約権の数		250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 25,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり－円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり250円 (1 株当たり250円)
権利行使期間		2022年 12 月 18 日から 2030年 12 月 17 日まで
行使の条件		(注) 新株予約権の行使の条件
取締役及び監査役の保有状況	取締役	新株予約権の数 250個
		目的となる株式数 25,000株
		保有数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 —
		目的となる株式数 —
		保有数 —
	監査役	新株予約権の数 —
		目的となる株式数 —
		保有数 —

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 権利行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された日以降に限り、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
2. 新株予約権者は、権利行使時までの間、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員以外の第三者で、当社との間で書面による契約を締結し、当該契約に基づいて当社に役務等を提供する当該第三者又は当該第三者の役員若しくは従業員をいう。以下同じ。）のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位にない場合であっても、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、当社の就業規則に規定する当社都合により退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当社の取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。
4. 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
5. その他の権利行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 2021年7月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況・発行した新株予約権の数
該当事項はありません。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項
(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
坪 田 一 男	代 表 取 締 役 社 長	
久保田 恵 里	取締役事業開発本部長	株式会社メディプロデュース 非常勤取締役会長
森 島 健 司	取締役研究開発本部長	
小 泉 信 一	社 外 取 締 役	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 株式会社AskAt 取締役 MabGenesis株式会社 取締役
増 田 猛	社外監査役（常勤）	
堤 康 之	社外監査役（非常勤）	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役
村 田 真 一	社外監査役（非常勤）	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー 社外取締役（監査等委員） 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役小泉信一氏は社外取締役であります。
2. 監査役増田猛氏、堤康之氏および村田真一氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小泉信一氏、監査役増田猛氏、堤康之氏および村田真一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役堤康之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役村田真一氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要
取締役小泉信一氏、監査役増田猛氏、堤康之氏、および村田真一氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を報酬委員会（委員長小泉信一氏）による答申に基づき当社取締役会決議にて定めており、その概要は以下のとおりです。また、当事業年度の実績別の報酬等の内容は、報酬委員会が原案について検討を行っており、当社取締役会も方針に基づき決定されているものと判断しております。

当社の取締役の報酬は、月例の金銭による固定報酬である基本報酬のみとし、個別の報酬等（基本報酬）の額は、当社の業績や経営内容、経済情勢等の経営環境や他社水準、各取締役の役割に応じた貢献度合い等を考慮しながら総合的に勘案し決定いたします。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長坪田一男に委任しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く経営環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、任意の報酬委員会が、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従って具体的な報酬額を算出するよう検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の実績別の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	95,874 (4,800)	95,874 (4,800)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,500 (13,500)	13,500 (13,500)	— (—)	— (—)	4 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	兼務先	当該他の法人等の関係
社外取締役	小 泉 信 一	千葉大学 大学院医学研究院 客員教授 Medicinal Creation Advisor合同会社 代表社員 株式会社AskAt 取締役 MabGenesis株式会社 取締役	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	増 田 猛		
社外監査役	堤 康 之	堤公認会計士事務所 代表 株式会社プラスバリューコンサルティング 代表取締役	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。
社外監査役	村 田 真 一	兼子・岩松法律事務所 パートナー弁護士 株式会社クロスフォー社外取締役（監査等委員） 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザホールディングス 社外取締役（監査等委員）	当社と兼務先との間には 重要な取引その他の関係 はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小 泉 信 一	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、医薬品研究開発者および経営者としての専門的な知識、見識から、議題の審議にあたり、取締役会における意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
社外監査役	増 田 猛	当期開催の取締役会18回のうち14回出席し、また当期開催の監査役会14回のうち11回出席し、議案審議等に際し、長年にわたる大手小売企業の監査としての知識、経験から、適宜発言を行っています。
社外監査役	堤 康 之	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また当期開催の監査役会14回のうち14回出席し、議案審議等に際し、公認会計士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。
社外監査役	村 田 真 一	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また当期開催の監査役会14回のうち14回出席し、議案審議等に際し、弁護士としての専門的な知識、見識から、適宜発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（千円）	33,680
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（千円）	33,680

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、監査役会は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、“VISIONary INNOVATIONで未来をごきげんにする”というパーパスを掲げ、近視、ドライアイ、老視、脳疾患などに対する科学的根拠に基づく革新的ソリューションの創出に取り組んでいます。会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びにその他業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」を始めとする関連社内規程を整備し全社に周知・徹底し意識の維持・向上を図る。
- ②取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ③監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ④当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求があった場合には、「反社会的勢力排除規程」に基づき、警察と連携を取りながら断固としてこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「内部情報管理規程」、「文書管理規程」ほか社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、「リスク管理規程」を定め、当社の取締役及び使用人に周知し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ②経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ③危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月 1 回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ④取締役会は、「予算管理規程」を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。

(5) 当社の業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての取締役及び使用人に対し周知徹底し管理にあたる。
- ②当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ③当社の内部監査担当部署は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役からその職務を補助すべき使用人の配置要請があった場合には、当該使用人を速やかに確保し任命する。
- ②監査役がその職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。
- ③監査役がその職務を補助すべき使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- ③取締役及び使用人は、内部通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- ④監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

②監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、重要な情報、報告を把握するとともに、意見を述べることができる。

③監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、安定的に事業の継続を確保していくことを目的に、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化に取り組んでおります。業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

①当社の取締役及び使用人に対し、法令違反、不当行為等の早期発見及びこれらを未然に防止するためリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。原則、半期に1回継続的に開催し、当事業年度は2回開催いたしました。

②問題の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置して適切な措置を備えております。

(2) リスク管理体制

①当社のリスク管理体制の基盤となるリスク管理規程に基づき、経営における重大な損失、不利益等を最小限にくい止めるためリスクの把握、評価、対応を継続的に行っております。

②内部監査規程に基づき、管理本部は、組織の内部監査を実施し、リスク状況の把握、監視を行い、社長に報告を行っております。当事業年度は2回実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行監視体制

①取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項、経営方針及び予算策定等の経営に関する重要な事項を決定するとともに、月次の業績の分析、評価を行って、法令や定款等との適合及び業務の適正を確保するための活動を行っております。当事業年度は、定時取締役会12回、臨時取締役会6回、合計18回開催いたしました。

②社外取締役を選任し、取締役会による取締役の職務の執行の監督機能を強化しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

**貸 借 対 照 表**  
(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|------------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,281,089</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>407,993</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 969,849          | 買 掛 金              | 9,099            |
| 売 掛 金                  | 14,463           | 1年内返済予定の長期借入金      | 22,284           |
| 商 品                    | 3,424            | 未 払 金              | 82,443           |
| 仕 掛 品                  | 185,500          | 未 払 法 人 税 等        | 4,966            |
| 前 払 費 用                | 16,554           | 契 約 負 債            | 228,305          |
| 未 収 消 費 税 等            | 42,771           | 契 約 損 失 引 当 金      | 25,308           |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 41,040           | そ の 他              | 35,586           |
| そ の 他                  | 7,485            | <b>固 定 負 債</b>     | <b>46,930</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>37,691</b>    | 長 期 借 入 金          | 46,930           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>27,175</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>454,923</b>   |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,410            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △380             | <b>株 主 資 本</b>     |                  |
| 建物及び構築物（純額）            | 3,029            | <b>資 本 金</b>       | <b>844,397</b>   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 139,170          | <b>資 本 剰 余 金</b>   | <b>828,397</b>   |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △115,024         | 資 本 準 備 金          | 828,397          |
| 工具、器具及び備品（純額）          | 24,146           | <b>利 益 剰 余 金</b>   | <b>△808,937</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,994</b>     | そ の 他 利 益 剰 余 金    | △808,937         |
| 特 許 権                  | 4,994            | 繰 越 利 益 剰 余 金      | △808,937         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,520</b>     | <b>純資産合計</b>       | <b>863,856</b>   |
| 長 期 前 払 費 用            | 2,559            | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>1,318,780</b> |
| そ の 他                  | 2,960            |                    |                  |
| <b>資産合計</b>            | <b>1,318,780</b> |                    |                  |

## 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額    |          |
|--------------|--------|----------|
| 売上高          |        | 200,022  |
| 売上原価         |        | 68,453   |
| 売上総利益        |        | 131,569  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 919,386  |
| 営業損失         |        | △787,816 |
| 営業外収益        |        |          |
| 受取利息         | 3,045  |          |
| 為替差益         | 52     |          |
| 助成金収入        | 20,467 |          |
| 償却債権取立益      | 1,584  |          |
| その他          | 2,441  | 27,591   |
| 営業外費用        |        |          |
| 支払利息         | 698    | 698      |
| 経常損失         |        | △760,923 |
| 特別利益         |        |          |
| 固定資産売却益      | 58     | 58       |
| 税引前当期純損失     |        | △760,865 |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 950      |
| 当期純損失        |        | △761,815 |

**株主資本等変動計算書**

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |           |                 |              |                 |            | 純資産<br>合計 |
|---------|---------|-----------|-----------------|--------------|-----------------|------------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金        |                 | 株主資本<br>合計 |           |
|         |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益<br>剰余金<br>合計 |            |           |
|         |         |           |                 | 繰越利益<br>剰余金  |                 |            |           |
| 当期首残高   | 825,197 | 809,197   | 809,197         | △47,121      | △47,121         | 1,587,272  | 1,587,272 |
| 当期変動額   |         |           |                 |              |                 |            |           |
| 新株の発行   | 19,200  | 19,200    | 19,200          |              |                 | 38,400     | 38,400    |
| 当期純損失   |         |           |                 | △761,815     | △761,815        | △761,815   | △761,815  |
| 当期変動額合計 | 19,200  | 19,200    | 19,200          | △761,815     | △761,815        | △723,415   | △723,415  |
| 当期末残高   | 844,397 | 828,397   | 828,397         | △808,937     | △808,937        | 863,856    | 863,856   |

会計監査人の監査報告書

|                                                                                                                                                                                                                                            |  |                         |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------|---------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                |  |                         |               |
| 株式会社坪田ラボ<br>取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                        |  | 2026年5月19日              |               |
|                                                                                                                                                                                                                                            |  | 有限責任 あずさ監査法人<br>東京事務所   |               |
|                                                                                                                                                                                                                                            |  | 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 難 波 宏 暁 |
|                                                                                                                                                                                                                                            |  | 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 瀧 浦 晶 平 |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                                                       |  |                         |               |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社坪田ラボの2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                                                         |  |                         |               |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                                                      |  |                         |               |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                                                    |  |                         |               |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |  |                         |               |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                                                   |  |                         |               |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                   |  |                         |               |
| 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                                                  |  |                         |               |
| 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。                                                                                    |  |                         |               |
| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。                                                                                                                                                                          |  |                         |               |
| その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。                                                                                                                                                                                                             |  |                         |               |

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明をもとめました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2026年5月20日

株式会社坪田ラボ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）**増 田 猛** ㊞  
監 査 役（社外監査役）**堤 康之** ㊞  
監 査 役（社外監査役）**村 田 真 一** ㊞

以 上

| 2026年3月期のトピックス                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>■ <b>「TLM-001」Phase 2a試験開始によるマイルストーン達成</b></p> <p>マルホ株式会社とのライセンス契約に基づき、マイボーム腺機能不全（MGD）を伴うドライアイ治療薬「TLM-001」がPhase 2a試験へ移行し、マイルストーンを受領しました。新規作用機序によるドライアイ治療法の実用化に向け、大きく前進しました。</p>                          | <p>■ <b>当社代表取締役社長 坪田一男が「The 2026 Moacyr Álvaro Gold Medal」を受賞</b></p> <p>ブラジル眼科学界における最高峰の栄誉の一つであり、ラテンアメリカでも高い権威を有する眼科領域の国際賞を受賞。長年にわたる眼科医療・研究分野への貢献が高く評価されました。</p> |
| <p>■ <b>「TLM-003」Phase 2試験における国内外での被験者組み入れ完了</b></p> <p>ロート製薬株式会社（国内）、Théa社（国外）と共同開発中の近視進行抑制点眼薬「TLM-003」について、Phase 2試験の被験者組み入れが国内外で完了。弊社パイプラインにおいて、初めての国外でのPhase 2試験開始であり、グローバル市場における重要な進展を遂げました。</p>        | <p>■ <b>近視・バイオレットライト関連研究を継続的に発信</b></p> <p>バイオレットライト、脈絡膜厚、屋外活動など、近視との関連をテーマとした研究成果を国内外で継続的に発信しました。独自の光医学プラットフォームの強化を進めています。</p>                                   |
| <p>■ <b>「TLG-001」の事業化・ライセンス展開に向けた取り組み</b></p> <p>バイオレットライト照射デバイス「TLG-001」の国内臨床試験において、LPOを達成しました。プライマリーエンドポイントは未達であったものの、屋外活動時間が短い被験者群に絞ると、TLG-001群において統計学的な有意差が認められました。本結果を踏まえて、追加試験・ライセンス展開に取り組んでまいります。</p> | <p>■ <b>ハーバード大学の研究成果を基盤としたサイエンスコスメ「aeonia」の国内独占販売を開始</b></p> <p>長寿遺伝子学と極限環境生物学の知見から誕生した「aeonia」の国内独占販売を開始しました。医薬品・医療機器に続く、第三の収益軸としてヘルスケア領域の挑戦へ。</p>               |
| <p>■ <b>眼移植片対宿主病（oGVHD）を対象とした「TLM-017」の特定臨床研究において最初の被験者組み入れ（FPI）を開始</b></p> <p>医師主導により、TLM-017の安全性及び予備の有効性を検討する特定臨床研究を開始しました。アンメット・メディカル・ニーズの高い眼移植片対宿主病に対する新たな治療選択肢となることを期待しています。</p>                        | <p>■ <b>研究開発・事業開発体制を継続強化</b></p> <p>共同研究先や外部パートナーとの連携拡大を進めるとともに、研究開発・事業開発・IR/PR機能を強化しました。大学・研究機関・企業と共同でビジネスを創出するCo-Creation Core（CCC）戦略をさらに推進しています。</p>           |
| <p>■ <b>ロート製薬より「TLM-018」関連製品を発売</b></p> <p>ロート製薬より、子ども向け目薬「ロート アイビジョン」が発売されました。スマートフォンやタブレット等の使用による「デジタルストレス」に着目し、子どもの目の疲れに対する新たなセルフケア製品として展開されています。当社研究成果の社会実装事例として、保険医療外領域への展開が進展しました。</p>                 | <p>■ <b>国内外への情報発信・投資家コミュニケーションを強化</b></p> <p>決算説明会、個人投資家向け説明会、学会発表等を通じて、研究成果・事業戦略に関する情報発信を強化しました。国内外の投資家・研究機関とのネットワーク拡大にも取り組んでいます。</p>                            |

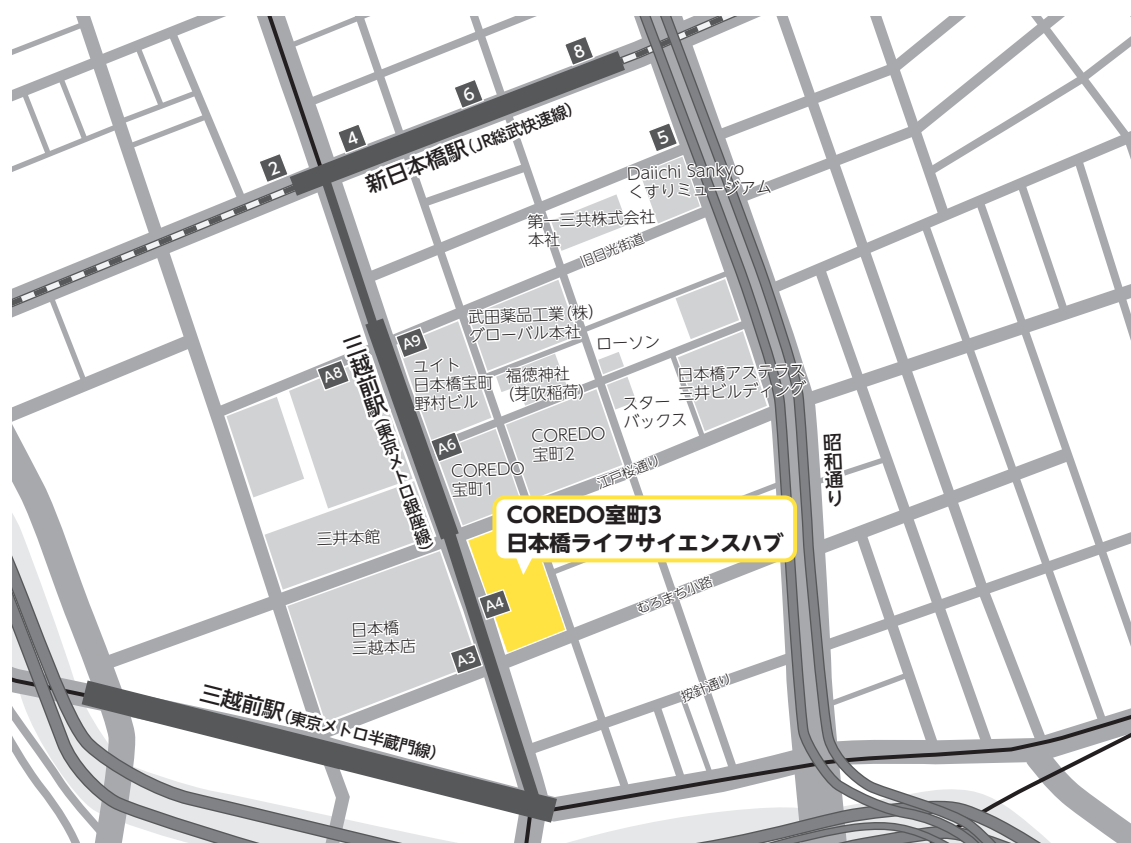
パイプライン概要

|      | コード       | 想定適応症      | パートナー              | 基礎研究 | 前臨床試験 | 臨床研究 | 臨床試験     |         |         | 申請                            | 上市  |  |
|------|-----------|------------|--------------------|------|-------|------|----------|---------|---------|-------------------------------|-----|--|
|      |           |            |                    |      |       |      | Phase 1  | Phase 2 | Phase 3 |                               |     |  |
| 医薬品  | TLM-001   | マイボーム腺機能不全 | マルホ                | 完了   |       |      | 実施中      |         |         |                               |     |  |
|      | TLM-003   | 近視         | ロート製薬※2<br>Thea※3  | 完了   |       | 完了   |          | 実施中     |         |                               |     |  |
|      | TLM-017   | 角結膜障害      | 未定                 | 完了   |       | 実施中  |          |         |         |                               |     |  |
|      | TLM-018   | OTC 点眼薬    | ロート製薬              | 完了   |       |      |          |         |         |                               | 上市済 |  |
|      | TLM-023   | 近視         | 未定                 | 完了   | 実施中   |      |          |         |         |                               |     |  |
| 医療機器 | TLG-001※1 | 近視         | JINS（日本）<br>BYPT※4 | 完了   |       |      | 追加治験計画 中 |         |         |                               |     |  |
|      | TLG-003※1 | 円錐角膜       | 未定                 | 完了   |       |      |          |         |         |                               |     |  |
|      | TLG-005D  | うつ病        | 未定                 | 完了   |       |      |          |         |         |                               |     |  |
|      | TLG-005P  | パーキンソン病    | 未定                 | 完了   |       |      |          |         |         |                               |     |  |
|      | TLG-020   | 網膜色素変性症    | 未定                 | 完了   |       | 実施中  |          |         |         |                               |     |  |
|      | TLG-021   | 月経不順       | 未定                 | 完了   |       |      |          |         |         | ※色付きの矢印：2026年5月時点で研究が進捗している項目 |     |  |

※1 バイオレットライト関連製品 (TLG-001、TLG-003) については、関連特許に加え、基本特許で保護。基本特許は日米中台韓で登録、欧韓星で出願中 ※2 ロート製薬株式会社 (国内、台湾、ベトナム、インドネシア)  
※3 Laboratoires Théa (米、欧) ※4 Beijing Yijie Pharmaceutical Technology (中国、香港、マカオ、台湾)

## 定時株主総会会場ご案内図

|    |                                                                      |                        |                                         |
|----|----------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------|
| 会場 | 東京都中央区日本橋室町1丁目5番5号<br>室町ちばざん三井ビルディング(COREDO室町3)8階 日本橋ライフサイエンスハブ A会議室 |                        |                                         |
| 交通 | 東京メトロ<br>J                                                           | 銀座線・半蔵門線<br>R<br>総武快速線 | 「三越前」駅 A6出口より徒歩3分<br>「新日本橋」駅 5番出口より徒歩2分 |



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。